

公立大学法人名古屋市立大学第三期中期計画（案）
(平成30年4月1日～平成36年3月31日)

公立大学法人名古屋市立大学

目次

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置.....	1
第1 教育に関する目標を達成するための措置.....	1
1 教育の内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置	
2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	
3 学生への支援に関する目標を達成するための措置	
第2 研究に関する目標を達成するための措置.....	5
1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	
2 研究の推進に関する目標を達成するための措置	
第3 社会貢献に関する目標を達成するための措置.....	6
1 地域貢献に関する目標を達成するための措置	
2 産学官連携に関する目標を達成するための措置	
第4 国際化に関する目標を達成するための措置.....	7
第5 附属病院に関する目標を達成するための措置.....	8
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置.....	9
第1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置.....	9
第2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置.....	9
III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置.....	9
第1 財務にかかる基本的考え方に関する目標を達成するための措置.....	9
第2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置.....	10
第3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置.....	10
IV 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためによるべき措置.....	11
第1 評価の充実に関する目標を達成するための措置.....	11
第2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置.....	11
V その他の業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置.....	11
第1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置.....	11
第2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置.....	11
第3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置.....	12
VI 予算、収支計画及び資金計画.....	13
1 予算.....	13
2 収支計画.....	15
3 資金計画.....	16
VII 短期借入金の限度額.....	16
1 限度額.....	16
2 想定される理由.....	16
VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画.....	16
IX 剰余金の使途.....	16
X 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項.....	17
1 施設・設備に関する計画.....	17
2 積立金の使途.....	17

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

第1 教育に関する目標を達成するための措置

1 教育の内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置

(1) 学士課程

ア 一体的・具体的に策定する三つのポリシー※のもと、能動的・主体的な学修への転換を推進することなどにより、学生が高等学校教育までに培った力（学力の三要素）をさらに発展・向上させる。また、カリキュラムの体系化、学修成果の可視化、成績評価の厳格化などにより、大学教育の質を確保する。

※入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）のこと

30年度～

実 施

イ グローバルな視点とコミュニケーション能力を持ち、多文化共生社会の実現に貢献する人材を育成するため、語学カリキュラムの見直しを行い、教養教育と専門教育の連携を図りながら、全学的かつ効果的な語学教育を実施する。

30年度～

実 施

ウ 医学部では、医学教育分野別認証評価制度を踏まえ、教育内容のさらなる体系化と充実を図るため、卒前から卒後を含めた一貫した総合的人材育成システムを構築し、世界で活躍する医師を育成する。

30年度～

実 施

エ 薬学部では、平成25年度改訂版・薬学教育モデル・コアカリキュラムの導入を受けて薬剤師に求められる資質を適確に評価できる評価システムの確立をめざした薬学教育の評価法の見直しを進めるとともに、より地域に密着し、広く地域の医療に貢献、リードできる人材の育成をめざした改善を行い、医薬品と薬物療法に関わる医療科学、及び創薬に必要な創薬生命科学を総合的に修得し、医療の発展に貢献できる人材を育成する。

30年度～

実 施

オ 経済学部では、急速に変化する社会環境の中で、地域の公共政策、産業、企業経営に関わる諸課題を見つけ、その解決に貢献できる各界のリーダーとなる人材を育成するために、進路分野を意識した体系的な経済学・経営学教育のコース等の設定や実務系科目の充実、他学部との連携などをを行うとともに、名古屋市や経済団体等、外部との意見交換を踏まえながら、時代の変化に応じた教育改革を実施する。

30年度～

実 施

カ 人文社会学部では、これまでのカリキュラムの理念を継承したESD※を教育の目標の柱とする新カリキュラムにより、他学部と連携しながら人文社会諸科学を連携させた都市政策とまちづくり、子どもの育成支援、国際化の推進、文化芸術の持続可能な発展に資する人材を育成する。また、公認心理師法の施行に伴い、法令に基づいた大学院と一体化した組織の再編を行い、医学部附属病院を含めた学内外と連携を図りながら、公認心理師を育成する。

30年度～

実 施

※ESD (Education for Sustainable Development) は通常、「持続可能な開発のための教育」と訳され、文化を基底として自然環境、経済、社会の側面から包括的に、持続可能な社会づくりの担い手を育てる教育であると説明される。

人文社会学部では、「自然や他者との関わりを通して地球社会及び人間存在を問うとともに、私たち一人ひとりの『持続可能な生き方／あり方』を捉え直す教育」としてESDを推進する。

キ 芸術工学部では、デザインと工学の学際分野における教育をさらに強化するとともに、他学部との連携も視野に入れた教育カリキュラムの改正を行う。また、I・O・T、A・Iなどの技術革新に対応し、社会の課題を解決するための新事業の企画や決定などをデザインの手法を用いて実践できる人材を育成する。

ク 看護学部では、看護学教育モデル・コア・カリキュラムに基づく改定カリキュラムの策定を行うとともに、医学部附属病院との協働で行っている卒前・卒後教育の連携によって、新しい医療や看護に対応しリードできる人材を育成する。また、教育の質的保証を得て社会的信用を向上させるため、分野別認証評価の受審を視野に入れた教育改革を行う。

ケ 総合生命理学部（平成30年度設置）では、完成年度[※]に向けた教育体制の着実な構築に取り組むとともに、他学部と連携しながら、新しい知識・価値を創造するイノベーションの創出に貢献できる人材を育成する。

※新設学部等に最初に入学した学生が卒業する年度のこと

（2）大学院課程

ア 一体的・具体的に策定する三つのポリシーのもと、学部との一貫教育に留意しながら、複数の科目等を通じた学修課題の体系的な履修を求めるコースワークと、実験・調査、研究活動や論文執筆に関わるリサーチワークを適切に組み合わせた教育を行うことで、大学院教育の質を確保する。

イ 高度な知識と研究能力を涵養する教育・研究指導を行うことで、より高い専門性を持った研究者や高度専門職業人を育成する。

ウ グローバルに活躍する人材を育成するために、大学院生の国際的視野・感覚を研ぐという観点から、大学院教育の国際化を一層推進する。

エ 総合大学としての特性を活かした学際的教育を推進するとともに、学外との連携を広げ、連関する分野への志向性とより幅広い知見を持ち、学際的視点を備えた人材を育成する。

（3）入学者選抜

ア 学部入試において、文部科学省による高大接続システム改革の状況等を踏まえ、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づいた入試方法となっているかを点検し、必要な改善を行う。

イ 大学院入試において、広く国内外から留学生や社会人を受入れるために、秋季入学を行う研究科を拡大する。あわせて、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づいた入試方法となっているかを点検し、必要な改善を行う。

2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

（1）教育実施体制

ア 教養教育・語学教育の企画・実施・支援体制を強化するとともに、教育・学生支援情報の管理・活用機能を整備し、教育改革を全学的に推進する新たな体制を構築する。

30年度～

実施

イ 時代のニーズに対応する魅力的な大学院教育の提供、また戦略的な研究を推進するため、医学、薬学の枠を越えた共同体制を構築し、大学院生を含む研究者がそれぞれの専門分野を越えて、相互に交流できる環境を整備する。

30年度～

実施

ウ 文系の経済学研究科及び人間文化研究科が中心となって全学的な連携により設置する都市政策研究センター（仮称）での研究・調査・分析の成果を教育として還元するため、自治体、企業、N P O 等において地域を支え、諸問題に対応できる人材を育成する教育実施体制を整備する。

30年度～ 32年度～

検討 実施

エ 学習意欲が高い社会人を学部（学士課程）や大学院（修士課程・博士課程）などにおけるニーズに応じた教育プログラムに受入れるリカレント教育の仕組みを構築する。

30年度～ 32年度～

検討 実施

オ 既存の枠組みを越えた学際的・組織横断的な教育・研究を推進するため、教育実施体制の見直しを行うとともに、社会的ニーズを十分に見極め、名古屋市の設立する大学としての役割を検討したうえで、各学部・研究科の学生収容定員と教員配置を含めた運営体制の適正化を図る。

30年度～ 32年度～

検討 実施

(2) 教育環境

ア 総合大学として全学が一体となって教育・研究活動に取り組むために必要な教育施設のあり方について、教育環境等を含め、長期的視点で課題を整理し、構想を策定する。

30年度～ 32年度～

検討 実施

イ I C T 環境の整備等を進めるとともに、それらを活用した教育環境の充実を図る。

30年度～

実施

(3) 教育の質の改善のためのシステム

教員の教育力や職員の教育支援能力の向上、大学教育の質の確保等のため、研究授業の拡大や教育改革フォーラムの開催などにより全学で学びあえる環境を整備する。

30年度～

実施

3 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(1) 学生からの学習相談、留学生への生活支援や障害学生への支援など学習・生活支援体制を充実させるとともに、学生が意欲を持って学業に専念できるよう経済的支援の拡充を行う。

30年度～

実施

(2) 学生の個性と能力を生かすためのキャリア形成支援・就職支援を強化するため、学士課程低年次からのガイダンスや就職相談の実施等の総合的な拡充を行う。

30年度～

実施

(3) 学生の自主的な社会貢献活動を促進するため、活動団体間の交流の場を提供するとともに、支援制度を充実させる。

30年度～

実施

《数値目標》

		各年度	【参考】現状値
[1]	研究科毎の入学定員充足率※ の3年平均 ※入学者数を定員で除したもの	【大学院修士課程及び 博士前期課程】 100%	医学研究科修士課程 … 76.7% 薬学研究科博士前期課程 … 115.6% 経済学研究科博士前期課程 … 65.0% 人間文化研究科博士前期課程 … 85.3% 芸術工学研究科博士前期課程 … 68.9% 看護学研究科博士前期課程 … 90.3% システム自然科学研究科博士前期課程 … 80.0% 〔27～29年度入試3年平均 (各年度の10月入学者を含む)〕
		【大学院博士課程及び 博士後期課程】 70%を下回る研究科の 解消	医学研究科博士課程 … 109.0% 薬学研究科博士後期課程 … 63.9% 薬学研究科博士課程 … 127.8% 経済学研究科博士後期課程 … 40.0% 人間文化研究科博士後期課程 … 60.0% 芸術工学研究科博士後期課程 … 46.7% 看護学研究科博士後期課程 … 53.3% システム自然科学研究科博士後期課程 … 40.0% 〔27～29年度入試3年平均 (各年度の10月入学者を含む)〕
[2]	卒業生(就職希望者)の就職率	各年度 100%	【参考】現状値 99.3% (28年度)
[3]	全授業科目での主体的な学修の導入率	35年度 60%	【参考】現状値 32.5% (28年度)
[4]	専任教員のFD※参加率 ※ファカルティ・ディベロップメント。 教育方法等を改善するための組織的な 研究・研修等の取り組み	各年度 75%	【参考】現状値 44.4% (28年度)
[5]	医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師国家試験合格率	各年度 100%	【参考】現状値 医 師 … 97.3% 薬剤師 … 91.1% 看護師 … 98.7% 保健師 … 100% 助産師 … 85.7% (28年度)
[6]	社会福祉士国家試験の在学中合格者数	35年度 36人 (30～35年度の累計)	【参考】現状値 30人 (24～28年度の5年間の累計)

[7]	高等学校及び中学校教諭免許の取得件数	35年度	【参考】現状値
		165件 (30～35年度の累計)	144件 (24～28年度の5年間の累計)
[8]	幼稚園教諭免許及び保育士資格の取得件数	35年度	【参考】現状値
		180件 (30～35年度の累計)	109件 (24～28年度の5年間の累計)
[9]	臨床心理士及び公認心理師資格取得件数※ ※大学院修了後1年以内の修了者による取得件数	35年度	【参考】現状値
		100件 (31～35年度の累計)	—
[10]	公認会計士合格者数※ ※学部卒業後1年以内の既卒者による合格を含む	35年度	【参考】現状値
		18人 (30～35年度の累計)	19人 (24～29年度の6年間の累計)
[11]	学士課程低年次の就職ガイダンスの実施回数	33～35年度の各年度	【参考】現状値
		5回	0回 (29年度(12月1日時点))

第2 研究に関する目標を達成するための措置

1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準

全学的な研究推進機関である研究戦略企画会議のもと、研究推進本部の活動をさらに活性化し、強みとなる研究分野への一層の支援を行うなど戦略的に研究施策を推進することにより、世界水準の研究の展開を図る。

30年度～

実施

(2) 研究成果の発信と還元

健康・福祉の向上、生命現象の探求、経済・産業の発展、都市政策とまちづくり、子どもの育成支援、国際化の推進、文化芸術の発展など社会ニーズの高い研究課題の成果について、様々な情報媒体を活用して積極的に世界へ発信する。さらに、社会ニーズの高い認知症や発達障害などに関する先進的な研究を充実させるほか、都市公共政策を始めとした都市特有の諸課題の解決に向けた政策提言を行う都市政策研究センター（仮称）を設置するなど、研究成果を社会へ還元する。

30年度～

実施

2 研究の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 研究活動の推進

研究情報の調査・分析、7研究科を有する総合大学としての特性を活かした分野横断的な研究体制の構築や学外との連携などにより、世界的に高度なレベルの研究活動を推進する。

30年度～

実施

(2) 研究基盤の強化

全学的な研究設備の共同利用の促進や、教員の弾力的な配置など、研究環境の充実により、研究基盤の強化と研究力向上を図る。

30年度～

実施

(3) 研究費の戦略的配分

最先端の研究や社会ニーズの高い課題の解決に寄与する研究を推進するため、獲得した研究費の活用や外部研究資金の獲得に向けた研究費の戦略的配分を行う。

30年度～

実施

30年度～

実施

(4) 次世代を担う若手教員・女性教員の研究支援

若手教員及び女性教員が自立して研究を実施できるよう、研究費の配分や研究環境の整備など研究活動の支援を行う。

《数値目標》

[12]	科学研究費助成事業採択件数	35年度	【参考】現状値
		410件 (33～35年度の3年平均)	373件 (26～28年度の3年平均)
[13]	国等の大型競争的資金※への申請件数 ※国や国の独立行政法人等の競争的資金制度のうち、申請額が年間500万円以上のもの(科学研究費助成事業は除く)	35年度	【参考】現状値
		53件 (33～35年度の3年平均)	35件 (26～28年度の3年平均)
[14]	主要学術誌等掲載論文数※ ※Scopus(抄録・引用文献データベース)による数値	35年度	【参考】現状値
		640件 (33～35年度の3年平均)	582件 (26～28年度の3年平均)

第3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

1 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域の課題解決に寄与するため、社会貢献を推進する社会連携センターを中心に、健康・福祉の向上やまちづくり、子どもの育成支援など、総合大学としての特性を活かして、地域と連携・協働した社会貢献活動を推進するとともに、魅力的な公開講座の提供や市民の関心を高めるための仕組みづくりを行うなど、知の拠点として大学の教育研究成果を市民及び地域へ積極的に還元する。

30年度～

実施

(2) 大学における高度な教育・研究に触れる機会を地域の中学生、高校生等に対して早期に提供し、大学の魅力を伝えることにより、学習、研究意欲を高め、将来についての意識の向上につなげるなど、広く未来を担う人材の育成に寄与する。

30年度～

実施

2 産学官連携に関する目標を達成するための措置

(1) 国・名古屋市等の行政施策との連携や産業界・他大学との連携により、医療・産業・地域活性化施策等に取り組み名古屋大都市圏を始めとした社会に貢献する。

30年度～

実施

(2) 研究成果である知的財産について、意識の徹底を図るとともに情報発信を活発化し、産学官が連携した共同研究等での利用を促進し、イノベーションを創出する。また、大学発ベンチャーの創出などに向けて支援を行う。	30年度～ 実施
---------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

《数値目標》

[15]	民間企業等※との共同研究・受託研究の受入額 ※国内民間企業及び公益法人等	35年度	【参考】現状値
		197,000千円 (33～35年度の3年平均)	164,117千円 (26～28年度の3年平均)
[16]	地域連携事例集の掲載件数	35年度	【参考】現状値
		50件	32件 (29年12月1日時点)
[17]	市民公開講座の満足度※ ※受講者へのアンケートにおいて、受講の感想が「よかったです」「まあよかったです」と答えた人数の回答数に占める割合	35年度	【参考】現状値
		90% (30～35年度の6年平均)	87.6% (24～29年度の6年平均)

第4 國際化に関する目標を達成するための措置

- 教育・研究の全学的な国際化基本方針や各部局の国際化推進プランのもと、海外拠点校設置を含めた海外の大学とのネットワーク形成を戦略的に進め、教育・研究活動の国際化を図る。
- 全学的に職員の語学能力や国際感覚の向上を図るなど、業務運営における国際化を進める。
- 海外拠点校等の海外ネットワークの活用による留学生の受け入れの仕組みづくりに取り組むとともに、宿舎など学内における受け入れ体制の充実により、留学生の着実な増加を図る。
- 大学間交流協定校等を主な対象とした学生の海外留学を促進するとともに、海外における実践的な研修やインターンシップなどへの派遣を奨励する。
- 教員の海外派遣・外国人研究者の受け入れ、その他の国際的な共同研究等が積極的に行われるよう支援する。
- 学生及び外国人研究者と地域との国際交流を通じた多文化共生の推進など地域の国際化に寄与する。

30年度～ 実施
30年度～ 32年度～ 検討 実施
30年度 31年度～ 検討 実施
30年度～ 実施
30年度～ 実施
30年度～ 実施
30年度～ 実施

《数値目標》

[18]	大学間交流協定校数	35年度	【参考】現状値
		50校 (29年12月1日時点)	37校
[19]	海外拠点校数	35年度	【参考】現状値
		7校 (29年12月1日時点)	3校

[20]	海外学習体験者数※ ※留学、インターナンシップ及び国際学会発表等を体験した学生数	35年度	【参考】現状値
		150人 (33～35年度の3年平均)	117人 (26～28年度の3年平均)
[21]	受入留学生数	35年度	【参考】現状値
		180人 (33～35年度の3年平均)	140人 (26～28年度の3年平均)
[22]	国際共著論文数※ ※Scopus(抄録・引用文献データベース)による数値	35年度	【参考】現状値
		130件 (33～35年度の3年平均)	111件 (26～28年度の3年平均)

第5 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 1 医療を取り巻く環境の変化を見据え、体制及び病院設備・医療機器等の整備を行い、高度急性期病院・特定機能病院としての役割を果たす。
- 2 安全で最高水準の開かれた医療を提供するため、医療安全管理体制を強化し、さらなる医療の質の向上に向けて取り組む。
- 3 学際的な連携のもと地域の研究中核拠点として医薬品・医療機器・医療技術等の新たな医療を創出するため、先進医療及び治験などの臨床研究を推進する。
- 4 企業や行政等と連携し研究成果を国内外へ発信するとともに、その研究に基づく高度先進的な医療を提供していく。
- 5 来日外国人の増加が今後も予想されることから、国際的な医療水準を確保し外国人患者の受入れに対応するため、第三者機関の認証を取得するなど、医療の国際化を推進する。
- 6 今後とも増加が予想される救急患者の生命を守り、また南海トラフ巨大地震の際にも津波被害を免れる市域南端の災害拠点病院としての役割を果たすとともに、教育機関として地域の救急医療を担う人材を育成するため、救急医療及び災害医療に係る体制並びに施設・設備の強化を図る。
- 7 地域包括ケアシステムの構築に寄与するため、在宅医療・介護連携ネットワークの積極的な活用等を通じて地域の医療機関・介護施設との連携を一層推進するとともに、人材育成や多職種連携に取り組む。
- 8 東部・西部医療センターを始めとする名古屋市の医療機関との協働により、優れた医療人を育成するなど、名古屋市の医療提供体制のさらなる充実を図り、効率的で質の高い医療を提供する。
- 9 臨床研修医を始め、専門医に至るまでの人材育成体制を強化し、総合的な医療から高度専門医療まで幅広く対応できる技術・見識と高い倫理観を有する医師を育成するとともに、看護師や薬剤師等についても臨床教育を充実することにより、優れた医療人を育成する。

30年度～
実 施

10 人員・設備・資金の経営資源を効率的・効果的に活用し収益の向上を図るとともに、外部環境の変化に対応するため低コストで最大の効果を上げる経営改革を推進する。	30年度～ 実施
11 健全で安定的な経営に資するため、病院経営に見識のある外部の方を含めた新たな会議を立ち上げ、診療収入の確保及び経費の節減策など病院の経営改善をより一層推進する。	30年度～ 実施

《数値目標》

[23]	地域医療機関からの紹介患者数	35年度 23,500人	【参考】現状値 20,409人 (28年度)
[24]	新入院患者数	35年度 20,400人	【参考】現状値 18,262人 (28年度)
[25]	医薬材料費比率(医薬材料費(税抜)/診療収入)	35年度 37%以内 (30～35年度の6年平均)	【参考】現状値 37.7% (28年度)
[26]	臨床研究(介入研究※)の新規実施件数 ※患者に研究を目的とした検査や治療、ケアなどを受けていただき、その効果や影響を評価する研究	35年度 74件 (33～35年度の3年平均)	【参考】現状値 62件 (26～28年度の3年平均)

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 戦略的に大学のマネジメントを実施するため、理事長によるガバナンス機能を強化し、大学を取り巻く環境の変化に伴う重要課題に対応するとともに、教職員運営体制の見直しや適正な人員（人件費）管理を行い、適切かつ効率的に法人業務を遂行する。
- 採用・昇任試験を的確に実施するとともに、他大学・他機関との連携による研修及び人事交流の充実などにより、高度化・複雑化する大学運営業務を担う教職員の採用・登用と能力向上を図る。

第2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 職員の能力開発・意識改革に取り組むとともに、定期的な業務点検により、業務の効率化を進める。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置

- 公立大学法人の特性を踏まえた法人として経営努力すべき指標や目標を設定し、経営改善策を講じながら、安定的な経営を行う。

30年度～ 実施
30年度～ 実施
30年度～ 実施
30年度～ 実施

2 指標・目標に対する財務分析とともに、四半期収支報告等の活用による分析と通期見通しを通して経営改善意識を持って適切な予算執行を行う。また、経費執行については、引き続き資金の透明性を確保する。

第2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1 授業料等学生納付金、実習用教育研究機器等の更新・利用に係る財源等、学生自己負担について、受益者負担の観点に立った見直しを進め、受益者負担の適正化を図る。
- 2 本学の資源を活かした自己収入を検討し、自己収入を向上させる。
- 3 各同窓会と連携するとともに、様々な機会をとらえて寄附を働きかけるなど、市民や同窓生等からの寄附の獲得に取り組む。また、開学70周年を迎えるにあたっては、事業と目標を定めた上で、より積極的に寄附の働きかけを行う。
- 4 機器の共同利用の推進や業務委託の集約化等の見直しにより、質を低下させることなく経費の抑制を図り、一般管理費についてはその比率の伸びを抑制する。

第3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1 資産の学内共同利用を促進するとともに、有償貸付の拡大など、資産の効率的な管理・運用と効果的な資産の活用を行う。

30年度～

実施

30年度～

実施

30年度～

実施

30年度～

実施

30年度～

実施

30年度～

実施

《数値目標》

[27]	流動比率(流動資産/流動負債)	各年度	【参考】現状値
		100%以上	142.8% (28年度)
[28]	当期総損益	各年度	【参考】現状値
		プラス (黒字)	148百万円 (28年度)
[29]	大学自主財源額※ ※運営費交付金以外の財源(自己収入、寄附金及び受託研究収入等)	各年度	【参考】現状値
		対前年度比プラス	【大学自主財源額】 4,886百万円 (28年度)
[30]	一般管理費比率(一般管理費/業務費)	各年度	【参考】現状値
		1.7%以下	1.8% (28年度)

IV 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1 認証評価制度の充実に向けた国の動向も踏まえ、自己点検・評価における評価方法の改善を行うとともに、認証評価機関及び法人評価委員会からの指摘事項等を含む評価結果を積極的に教育研究活動等の改善に活用するなど、内部質保証の確立に取り組む。

30年度～

実施

第2 広報・情報公開等に関する目標を達成するための措置

- 1 国内外の様々なステークホルダーに対し、それぞれのニーズに合わせた適切かつ有効なメディアを活用して、教育・研究・社会貢献の情報発信をすることで説明責任を果たす。また、めざすべきブランドイメージの全学的な共有化を図るとともに、ブランドイメージの醸成につながる情報の集約化と効果的な発信に取り組むなど、戦略的な広報活動を展開する。

30年度～

実施

V 他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

第1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 1 キャンパス環境を良好に維持し、建物の長寿命化を図るため、施設・設備の整備改修について、学内での検討及び名古屋市との協議を踏まえ、基本となる構想を策定し、老朽化した主要な施設・設備の改修等を、計画的に実施する。

30年度～ 32年度～

検討 実施

第2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置

- 1 省エネルギーの推進や、環境に関連した公開講座等の開催など、名古屋市立大学環境憲章に定めた基本方針の実現に取り組む。

30年度～

実施

- 2 学内の危機管理体制のさらなる強化に取り組むため業務継続計画を策定し、さらに同計画に基づく講習・訓練を実施するとともに、研修を通じて意識の向上を図るなど学内の安全確保措置を講じる。

30年度～

実施

- 3 安心・安全な情報環境を維持し、情報資産の円滑な運用と保護を行う。

30年度～

実施

- 4 研修等により学生・教職員の理解を深めることにより、ハラスメント等の人権侵害の未然防止に取り組む。また、学内ハラスメント相談員・対策委員に対する研修・指導等を通じ、相談体制を充実・強化する。

30年度～

実施

- 5 教育・研究と出産・育児・介護の両立ができる就業環境を整備し、女性上位職教員（教授・准教授）数の増加をめざす。また、法人の意思決定・政策立案過程に女性教職員の意見が反映されるよう、全学の委員会等における女性教職員の参画を推進する。

30年度～

実施

第3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置

- 1 研修等の機会を通じ、倫理関係諸規定についての理解を深め、大学職員としての高い倫理観を確保するとともに内部監査を通じた適正な業務執行の徹底を図るなど、業務の適正を確保するための取り組みを推進し、内部統制機能を強化する。

30年度～

実施

《数値目標》

[31]	女性上位職教員(教授・准教授)数	35年度	【参考】現状値
		60人 <21.7%>	55人 <19.9%> (29年10月1日時点)

*表中の<>は、上位職教員のうち女性が占める割合で参考値。ただし、35年度の数値は29年10月1日時点の上位職教員数を分母として計算したもの